

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進				番号	⑰				
評価方式	総合(実績)事業		政策目標の達成度合い		目標達成		(千円)			
	予算科目				他に記載のある個別票の番号	予算額				
	会計	組織／勘定	項	事項		4年度 当初予算額		5年度 概算要求額		
政策評価の対象となっているもの	一般会計	財務本省	経済協力費	経済協力に必要な経費		77,806,694		101,599,902		
政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの	小 計				一般会計	77,806,694		101,599,902		
					< > の内数	< > の内数	< > の内数	< > の内数		
	小 計				特別会計					
					< > の内数	< > の内数	< > の内数	< > の内数		
政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの	小 計				一般会計					
					< > の内数	< > の内数	< > の内数	< > の内数		
	小 計				特別会計					
					< > の内数	< > の内数	< > の内数	< > の内数		
合 計					一般会計	77,806,694		101,599,902		
					< > の内数	< > の内数	< > の内数	< > の内数		
					特別会計					
					< > の内数	< > の内数	< > の内数	< > の内数		

政策目標 6－2：開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

上記目標の概要	世界経済の中で大きな地位を占める我が国として、自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、開発途上国における貧困や地球環境問題等の課題への対応を含む国際的な協力に積極的に取り組むことが求められています。こうした状況に鑑み、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。国際協力機構（JICA）の有償資金協力や国際協力銀行（JBIC）による支援については、現地の社会経済への貢献等の要素を備える「質の高いインフラ投資」の実現も含め、開発途上国の経済発展を支援していく観点から、重点的に取り組んでいきます。 （上記目標を達成するための施策） 政6-2-1：ODA等の効率的・戦略的な活用 政6-2-2：有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs（用語集参照））を通じた支援等 政6-2-3：債務問題への取組 政6-2-4：開発途上国に対する知的支援
-----------------------	--

政策目標 6－2 についての評価結果	
政策目標についての評価	
評価の理由	ODA等の効率的・戦略的な活用、MDBsや国際的な枠組を通じた開発途上国における経済社会の発展や課題解決のための支援等に積極的に取り組み、具体的な成果・進展があり、全ての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 円借款（用語集参照）やJBIC業務等の実施を含む取組は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に重要かつ必要です。 ODAの効率的・戦略的な活用、MDBsを通じた積極的な支援への参画等は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に貢献しています。 MDBs及び諸外国との援助協調の推進、官民連携やNGOとの連携の促進、国別開発協力方針の策定等を通じて、ODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組むなど、業務の効率化に努めています。 （令和3年度行政事業レビューとの関係） - アジア開発銀行貧困削減日本基金（JFPR）への拠出 他21事業 国際開発金融機関等への拠出等については、行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、PDCAサイクルを強化し、効果的な拠出に努めるとともに、各政策目的に沿った成果目標（アウトカム）の設定についても引き続き検討に努めました。（事業番号0028～0048、0050） - 独立行政法人国際協力機構（JICA）有償資金協力部門への出資 JICAの有償資金協力については、行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、有償資金協力事

	業の戦略的かつ効率的な執行を図るため、「経済財政運営と改革の基本方針2021」等に基づき、関係機関との連携に一層努めました。融資等に係るリスク管理を通じ、JICAの財務の健全性を引き続き維持するように努めました。また、円借款対象事業の事後評価実施における入札手続の透明性・公正性についても、引き続き確保するように努めました。（事業番号0049）
--	--

施策 政 6－2－1：ODA等の効率的・戦略的な活用		
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政6-2-1-B-1：円借款を通じたODAの効率的・戦略的な活用	
	目 標	達成度
	円借款等を実施するに当たって、適切な事業規模の確保、他機関との連携及び必要に応じた制度改善等を通じて、その効率的・戦略的な活用を図っていきます。	
	（目標の設定の根拠） 我が国の経済・財政状況が厳しい中、幅広い国民の理解を得てODAを実施していくためには、効率的かつ戦略的に援助を実施していく必要があるためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	
政府が平成28年5月に発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、民間投融資の奨励や円借款・海外投融資（用語集参照）の迅速化等、他機関との連携を図りながら制度改善を実施してきました。こうした取組を踏まえ、JICAについては、令和3年度中に計3件、約4,025億円（交換公文（E／N）ベース）の本邦技術活用条件（STEP：用語集参照）による円借款供与をはじめとした着実な支援を実施しました。		○
また、令和2年4月に創設し、令和3年1月に拡充した「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」では、同年5月には支援枠を最大7,000億円まで拡充することを公表し、令和4年3月時点において、計14カ国向けに3,795億円を供与（交換公文（E／N）ベース）済であり、約6,300億円を事前通報済です。本制度を通じて、開発途上国における新型コロナウイルス感染症の拡大防止や経済の維持・活性化を支援しました。以上のとおり、ODAの効率的・戦略的な活用に努めたことから、達成度を「○」としました。		
[主要] 政6-2-1-B-2：JBICを通じたその他の政府資金（OOF：Other Official Flows）の効率的・戦略的な活用		
目 標	達成度	
	JBICの機能強化及び他機関との連携を通じて、途上国の安定的な経済社会の発展や、地球規模課題の解決に貢献していきます。	
（目標の設定の根拠） 「開発協力大綱」にも示されている通り、開発協力を実施するに当たって、ODAのみならず、JBICの実施するOOFとの連携を強化し、開発のための相乗効果を高める必要があるためです。		達成度
実績及び目標の達成度の判定理由		
JBICは、これまでGREEN（Global action for Reconciling Economic growth and Environmental preservation）等を通じて、開発途上国の安定的な経済社会の発展や、気候変動問題等の地球規模課題の解決に貢献する施策を進めてきました。令和2年4月に、新型コロナウイルス感染拡大への臨時・特例の措置として、「成長投資ファシリティ」内に「新型コロナ危機対応緊急ウインドウ」を設けたところ、当該ウインドウが終了した令和3年12月ま		○

		でに、計326件・2兆1,601億円の出融資等を承諾し、日本企業の海外事業活動の維持・確保・再構築等を強力に支援しました。また、「成長投資ファシリティ」を再編して令和3年1月に創設した「ポストコロナ成長ファシリティ」では、令和4年3月現在において、計31件・8,815億円の出融資等を承諾しております。本制度を通じて、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を目指し、日本企業による、脱炭素社会に向けた質の高いインフラの海外展開やその他の海外事業活動、サプライチェーンの確保・再編・複線化等による強靱化を支援しました。 加えて、更なるリスク・テイクを可能とする「特別業務」の活用を進めました。 以上のように、地球規模課題の解決への貢献や、新興国や開発途上国の安定的な経済社会の発展を促進したことから、達成度を「○」としました。	
施策についての評定		s 目標達成	
評定の理由	JICAについては、これまでに実施してきた制度改善を踏まえ、着実に支援を実施しつつ、新型コロナ危機対応緊急支援円借款を通じた支援を行うなど、円借款等の更なる効果的な活用に努めました。 JBICについては、JBICの更なるリスク・テイクを可能とする「特別業務」の活用に努めたほか、「成長投資ファシリティ」内に設けた「新型コロナ危機対応緊急ウインドウ」や、「成長投資ファシリティ」を再編した「ポストコロナ成長ファシリティ」を通じて、地球規模課題の解決への貢献や、新興国や開発途上国の安定的な経済社会の発展を促進しました。 以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政6-2-1に係る参考情報

参考指標1：開発途上国に対するODA、OOF及びPF（民間資金）の実施状況

（単位：百万ドル）

	平成28年	29年	30年	令和元年	令和2年
ODA	10,417	11,463	10,064	11,720	13,660
ODA以外の政府資金(OOF)	-1,762	-2,412	1,380	313	4,898
民間資金(PF)	30,814	28,173	41,701	42,913	13,309
非営利団体による贈与	683	475	522	574	606
資金の流れ総計	40,152	37,699	53,667	55,519	32,472

（注1）支出純額（ネット）ベース。

（注2）暦年。令和3年の数字は令和5年3月に公表される予定。

（出所）財務省ウェブサイト「開発途上国に対する資金の流れ」

(http://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/financial_flows_to_developing_countries/index.htm)

参考指標2：円借款実施状況【再掲（総5-1：参考指標5）】

参考指標3：円借款の標準処理期間の達成状況

要請から借款契約調印までに要する「標準処理期間」（9か月間）の達成率

	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
達成率	63.50%	54.30%	63.4%	76.7%	64.3%

（出所）外務省調 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/keitai/enshakan/tasseiritsu.html>)

参考指標４：ＪＩＣＡの詳細型事後評価完了案件の分布

2021年度外部評価結果（注）

（総合評価）

レーティング	A（非常に高い）	B（高い）	C（一部課題がある）	D（低い）
総合評価	31%	46%	17%	6%

（項目別評価）

	③高い	②中程度	① 低い
妥当性	99%	1%	0%
有効性・インパクト	69%	30%	1%
効率性	10%	80%	10%
持続性	43%	54%	3%

（出所）国際協力機構調

(https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2021/uurjcd000000fifi-att/part01_a3.pdf)

（注）国際的基準に基づき、①妥当性、②有効性・インパクト、③効率性、④持続性について評価を実施したうえで、総合評価をA～Dの４段階でレーティング（格付）。2021年度は70件が総合評価のレーティング対象。

参考指標５：国際協力銀行（ＪＢＩＣ）の出融資保証業務実施状況【再掲（総５－１：参考指標６）】

施策	政６－２－２：有償資金協力（国際協力機構（ＪＩＣＡ））を通じた支援並びに国際協力銀行（ＪＢＩＣ）及び国際開発金融機関（ＭＤＢｓ）を通じた支援等		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政6-2-2-B-1：国際開発金融機関（ＭＤＢｓ）等を通じた支援への参画		
	目 標	世界銀行グループ、アジア開発銀行等のMD B s等の主要ドナーとして、業務運営に積極的に参画していきます。具体的には、世界銀行グループやアジア開発銀行等の増資で合意された政策が着実に実施されるよう、我が国としても働きかけていきます。 また、今後見込まれる国際開発協会（ＩＤＡ）の増資交渉において、我が国が開発分野で重視するテーマが重点政策と位置付けられるよう、主要ドナーとして議論を主導していきます。 （目標の設定の根拠） MD B s等の業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念や経験・専門的知見をMD B s等の政策や業務に反映させることで、我が国支援の効果・効率を増大させていくことが重要であるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	我が国は、本年度もMD B sの業務運営政策を決定する理事会等での議論に積極的に参画し、保健、質の高いインフラ投資、債務持続可能性、防災、気候変動など、我が国が重視する分野においてMD B sとの連携を進めることで、我が国支援の効果・効率を増大させました。 保健分野では、新型コロナウイルスがもたらす危機への対応と次なるパンデミックに対する予防・備え・対応の強化が重要であるとの考えのもと、令和２年に日本が世界銀行とともに設立を主導した、「保健危機への備えと対応に係るマルチドナー信託基金」（Health Emergency Preparedness and Response Multi-Donor Trust Fund：HE P R T F）に30百万ドルを追加拠出し、途上国における感染症への緊急対応と今後の感染症への備えを支援するなど、各MD B sの支援ファシリティや信託基金を通じて支援を実施しました。 インフラ分野では、質の高いインフラ投資の考え方をMD B sのプロジェクト	○

に反映させるための取組として、平成28年に設置した世界銀行「質の高いインフラパートナーシップ基金」において、累計144件4,128万ドルの技術支援案件を承認したほか、他のMDBsにおいても同様の取組を行っています。更に、アジア開発銀行（ADB）や米州開発銀行（IDB）、アフリカ開発銀行（AfDB）によるJICAとの協調融資の枠組においても、質の高いインフラ案件の実施に努めています。加えて、世界銀行東京ラーニングセンター（TDLC）と連携して、質の高いインフラ投資に関する日本の優れた知見の途上国との共有にも努めてきました。

防災分野では、平成26年2月に世界銀行東京事務所に設置された「世界銀行東京防災ハブ」を活用し、自然災害が多く、日本との関係が密接なアジア諸国を中心に、地震、津波、洪水等の対策に日本の知見・技術を活用した支援を実施しています。途上国の国家開発計画や投資プログラムにおける防災の主流化を支援するため、これまで累計213件約145百万ドルの技術支援案件を承認しました。

気候変動分野では、令和3年10月に開催された世界銀行・IMF年次総会の際に、「MDBsのエネルギー支援に係る日本の提案」を公表し、MDBsに対して、途上国における野心的なエネルギー計画等の策定・執行を支援することと、各国の実情を踏まえつつ、温室効果ガスの排出を抑制する観点から最良の方策を支援することを要請しました。また、同年11月に開催されたCOP26の際には、途上国における石炭からよりクリーンなエネルギーへの円滑な移行を促進するため、ADBと連携して、「エネルギー・トランジション・メカニズム」（ETM）の立上げを表明し、他国に先駆けて25百万ドルの拠出を表明しました。

こうした分野別の取組に加え、世界銀行グループの主要機関の1つであり、低所得国向け支援を行うIDAの第20次増資（IDA20）では、我が国が他国に先駆けて議論の開始を呼びかけるなど、リーダーシップを発揮する中で、通常3年に一度の増資の1年前倒しが合意されるとともに、昨年12月に我が国が増資交渉の最終会合を主催し、IDAの歴史上最大規模となる930億ドルの支援規模に合意しました。IDA20においては、パンデミックへの対応やユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC：用語集参照）の推進を含む保健システムの強化、自然災害に対する強靱性、質の高いインフラ投資、債務の透明性・持続可能性等、我が国が重視する開発課題が重点政策に位置付けられました。また、IDA20への追加出資に必要な国内措置として、我が国は、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の改正を行いました。

また、ADBでは、アジア太平洋地域の途上国において、技術支援や貧困層向けの小規模プロジェクトへの無償支援を実施する「貧困削減日本基金」

（Japan Fund for Poverty Reduction：JFPR）について、日本が重視する開発課題（①国際保健、②質の高いインフラ投資、③気候変動、④公的セクター管理）をより重点的に支援する観点から、発展的に改組し、「豊かで強靱なアジア太平洋日本基金」（Japan Fund for Prosperous and Resilient Asia and the Pacific：JFPR）に名称を変更しました。

更に、ADB総裁、世界銀行グループの多数国間投資保証機関（MIGA）長官、世界銀行開発金融担当副総裁（所掌事項には国際開発協会（IDA）増資を

		含む）等、日本人は様々なMDBsで幹部として貢献しています。日本政府としては、MDBsにおいて、日本人職員が一層活躍することを目指し、各MDBsと協力しながら、採用決定権を持つ採用担当者が参加するリクルートミッションの実施を求め、日本国内の採用活動の実施を促すなど、日本人採用の促進に積極的に取り組んでいます。 上記を踏まえ、達成度は「○」としました。	
測定指標（定性的な測定指標）	政6-2-2-B-2：UHC実現に向けた戦略的な取組への積極的な参画		
	目 標	我が国が国際的取組を先導しているUHCの実現に向けた議論に積極的に参画していきます。 （目標の設定の根拠） 開発途上国等の持続的な経済発展のためには、UHCの実現が重要であり、その観点から、議論への積極的な参加とUHC実現に向けた取組の推進が必要であるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）は、平成27年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）のターゲットの一つとして挙げられています。令和元年の日本議長下のG20では、UHCの推進に向けた保健財政の構築に当たり財務当局が考慮すべき事項について、「途上国におけるUHCファイナンス強化の重要性に関するG20共通理解」（G20共通理解文書）を取りまとめました。UHCの推進に当たっては、MDBsの主要ドナーとして、世界銀行等と連携して、開発途上国におけるUHC推進のイニシアティブを積極的に進めています。 その一環として、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受け、パンデミックに対する予防・備え・対応の強化のためのUHC推進の重要性について、引き続き国際的な発信を行い、UHC実現に向けた取組を通じた感染症への備えと対応の向上が持続的な経済成長に不可欠であるとの理解の普及に取り組みました。 こうした日本の取組もあり、令和3年のイタリア議長下のG20では、日本議長下での第1回に続く3回目となる「財務大臣・保健合同会議」が開催され、包摂的で強靱な国際保健システムの強化、G20共通理解文書へのコミットメントを含めたUHCの推進に合意しました。更に、将来のパンデミックへの予防・備え・対応を強化すべく、財務・保健当局の連携強化等を目的とした「G20財務・保健合同タスクフォース」の設立に合意しました。 また、アジア開発銀行では、ストラテジー2030において「保健」を重点分野の一つに位置付け、アジア・太平洋地域でのUHC達成に向けた我が国との連携の3本柱として、UHCを支える①制度枠組の構築、②人材育成の強化、③インフラの整備を掲げました。我が国は、令和3年4月から、アジア開発銀行の日本信託基金への拠出を通じて、この3本柱に基づく技術支援やグラント供与の支援を開始しました。 上記を踏まえ、達成度は「○」としました。	○

政6-2-2-B-3：地球環境保全に向けた議論への積極的な参画			
目 標	我が国が主要な拠出国となっている地球環境ファシリティ（Global Environment Facility：GEF）、気候投資基金（Climate Investment Funds：CIF）及び緑の気候基金（Green Climate Fund：GCF）の運営に係る議論に積極的に参画していきます。		達成度
	（目標の設定の根拠） 気候変動等の地球環境問題に対する必要な援助を引き続き提供することにより、開発途上国における地球環境の保全を支援するため、議論に積極的に参画する必要があるためです。		
	実績及び目標の達成度の判定理由	各基金の意思決定機関である評議会（GEF）、運営委員会（CIF）、理事会（GCF）の会合に出席し、各基金の運営に係る議論に積極的に参画しました。また、令和3年11月に開催されたCOP26の際には、途上国における石炭からの移行を支援するため、CIFの資本市場メカニズムの立上げに貢献しました。上記を踏まえ、達成度は「○」としました。	
施策についての評価		s 目標達成	
評定の理由	MDBsを通じた支援に関しては、MDBsの業務運営についての議論に積極的に参画し、我が国が融資政策において重点政策と位置付けるテーマをMDBsの政策に反映させるとともに、そうした分野における日本とMDBsの間の連携を深めることができました。		
	新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の教訓を踏まえ、パンデミックへの予防・備え及び対応（PPR）を含む、強靱で持続可能な保健財政枠組を構築するためには、財務・保健当局の連携強化が重要であるとの認識の下、UHCの達成に向けて、関係省庁や国際機関と連携しつつ、積極的にG20等の国際的な議論を主導することができました。		
	国際社会が一丸となった取り込むべき分野である地球環境保全・改善への取組として、地球環境ファシリティ（GEF）や緑の気候基金（GCF）等多国間の資金メカニズムの運営等の議論に積極的に参画し、業績指標の目標値を達成しました。		
	以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

参考指標 1：国際開発金融機関（MDBs）に対する主要国の出資

	世界銀行グループ			
	国際復興開発銀行 （IBRD）	国際開発協会 （IDA）	国際金融公社 （IFC）	多数国間投資保証機関 （MIGA）
日 （順位）	7.8% （第 2 位）	17.1% （第 2 位）	8.3% （第 2 位）	5.1% （第 2 位）
米	16.7	19.2	20.9	18.4
独	4.4	10.0	5.3	5.0
英	4.1	12.6	4.7	4.8
仏	4.1	7.1	4.7	4.8
	アジア開発銀行			
	通常資本 （OCR）		アジア開発基金 （ADF）	
日 （順位）	15.6% （第 1 位）		41.6% （第 1 位）	
米	15.6		11.5	
独	4.3		4.8	
英	2.0		3.3	
仏	2.3		3.3	

	米州開発銀行グループ		
	米州開発銀行		米州投資公社
	米州開発銀行 （IDB）	多数国間投資資金 （MIF）	
日 （順位）	5.0% （第 5 位）	34.6% （第 1 位）	3.6% （第 9 位）
米	30.7	33.0	11.1
独	1.9	—	0.9
英	1.0	1.3	—
仏	1.9	0.8	1.8

	アフリカ開発銀行グループ			欧州復興開発銀行 （EBRD）
	アフリカ開発銀行 （AfDB）	アフリカ開発基金 （AfDF）		
日 （順位）	5.4% （4 位）	10.0% （4 位）	日 （順位）	8.6% （第 2 位）
米	6.5	11.0	米	10.1
独	4.1	10.5	独	8.6
英	1.8	10.7	英	8.6
仏	3.7	10.0	仏	8.6

（出所）各機関年次報告書等（令和 4 年 5 月末現在における最新版）。

（注）多数国間投資資金（MIF）の出資シェアに関しては、直近の増資に係る手続きが各国とも完了した場合の数字。

参考指標 2：国際開発金融機関（MDBs）等に対する拠出金 （単位：億円）

	29年度	30年度	令和元年 度	2年度	3年度
MDBs	245.8	286.9	240.5	615.6	440.1
世界銀行グループ	142.0	187.6	150.1	347.7	270.5
アジア開発銀行	81.8	74.4	64.8	234.0	132.9
米州開発銀行	13.1	13.5	13.3	18.8	20.5
アフリカ開発銀行	6.2	5.0	5.5	5.7	6.2
欧州復興開発銀行	2.8	6.5	7.0	7.1	9.9
I MF 拠出金	39.0	34.7	37.3	312.8	112.1
合 計	284.9	321.7	277.8	926.0	555.2

（出所）国際局開発機関課及び国際機構課調

参考指標 3：国際開発金融機関（MDBs）の活動状況

世界銀行（セクター別融資等承諾額） （単位：億ドル）

	29年	30年	令和元年	2年	3年
農業・漁業・林業	27.8	40.0	38.2	37.5	41.7
教 育	28.5	45.2	36.4	51.7	56.0
エネルギー・採取産業	63.3	71.1	63.2	52.7	61.8
金融セクター	31.1	13.1	31.7	42.4	57.4
保健	24.4	42.7	34.1	82.8	64.5
産業・貿易・サービス	42.4	54.1	43.2	49.2	52.0
情報通信技術	10.2	7.4	13.9	20.9	19.2
行政	67.1	72.0	84.4	85.5	112.4
社会的保護	26.9	42.0	42.8	89.7	111.5
運 輸	58.2	35.3	31.9	34.6	46.4
水・衛生・廃棄物処理	41.0	47.2	31.4	36.5	42.6
合 計	420.7	470.1	451.2	583.4	665.5

（出所）世界銀行年次報告書

（注 1）世界銀行の年度は、前年 7 / 1 ～ 当年 6 / 30。

（注 2）国際復興開発銀行（I B R D）及び国際開発協会（I D A）の合計。

アジア開発銀行（セクター別融資等の額）

（単位：億ドル）

	平成29年	30年	令和元年	2年	3年
農業・天然資源	15.3	23.4	22.7	12.8	14.9
エネルギー	62.6	50.7	26.3	42.9	18.4
金融	27.6	19.9	21.6	46.1	41.2
産業・貿易	3.6	6.1	5.8	22.2	7.2
教育	7.1	16.3	11.3	10.7	9.8
保健・社会保障	2.1	5.2	6.4	35.1	58.8
給水・衛生・廃棄物処理	15.7	21.9	12.2	18.6	19.9
運輸・通信	54.6	49.7	80.8	31.8	34.5
公共政策	12.5	22.6	29.5	95.6	22.9
多目的	0	0	0	0.1	0.1
合 計	201.0	215.8	216.4	315.9	227.6

（出所）アジア開発銀行年次報告書等

（注1）アジア開発銀行の年度は、1/1～12/31。

（注2）アジア開発基金分を含む。

MDBsにおける日本人職員数等

		世界銀行 グループ	アジア 開発銀行	米州開発銀 行グループ	アフリカ 開発銀行	欧州復興 開発銀行
日本人職員数	（令和2年12月）	221	142	20	12	22
	（令和3年12月）	218	136	20	11	19
日本人幹部職員数（令和2年12月）		5	26	3	3	2
日本人比率（令和2年12月）		3.3%	10.3%	1.1%	0.7%	0.8%

（出所）各機関資料、理事室調べ

参考指標4「円借款実施状況」【再掲（総5-1：参考指標5）】

参考情報

（1）JICA円借款業務

イ JICA円借款の供与実績

令和3年度の円借款業務は、アジア地域を中心に、全体で1兆813億円の円借款供与を決定しました。円借款供与は、インフラシステム海外展開戦略2025等の趣旨も踏まえ、日本の優れた技術・ノウハウをできるだけ活用しつつ、アジアを始めとする開発途上国の経済開発等を支援できるよう取り組みました。アジア地域に対する円借款供与額は約9,232億円で、円借款供与総額の約85%であり、主な供与国は、インド、バングラデシュ、及びフィリピンでした。

ロ MDBsとの協調融資

我が国は、世界銀行やアフリカ開発銀行等のMDBsの専門性と豊富な現地ネットワークを活用するため、円借款とMDBsの協調融資を行っています。

① EPSAイニシアティブ

我が国は、これまで、アフリカの持続可能で包摂的な成長のため、アフリカにおける民間セクター開発を包括的に支援しており、令和元年8月に開催されたTICAD7においては、アフリカ開発銀行との共同イニシアティブEPSA4（エプサ：Enhanced Private Sector Assistance

for Africa)を表明しました。

この枠組の下、借入国の債務持続可能性に十分配慮しつつ、質の高いインフラの整備等を通じ、アフリカにおける民間主導の経済成長を推進しています。

② IDB協調融資スキーム（CORE）

中南米地域における質の高いインフラ投資を支援するため、IDBと協調融資を行う枠組として、平成24年以降、CORE（コア：Cofinancing for Renewable Energy and Energy Efficiency）を推進しています。

借入国の債務の持続可能性に十分配慮しつつ、令和3年3月の改定（名称もCofinancing for Renewable Energy and Energy EfficiencyからCooperation for Economic Recovery and Social Inclusionに変更）以降は、これまで支援してきた再生エネルギーなどの分野を中心とした質の高いインフラ投資に加え、保健・防災への取組も重視していきます。また、IDB Invest・IDB Labとの協力も推進していきます。

③ 新型コロナ危機対応緊急支援円借款

令和2年度に創設し、令和3年度に拡充した本借款において、多くの案件でMDBsとの協調融資を通じて、開発途上国における新型コロナウイルス感染症の拡大防止や経済の維持・活性化を支援しました。

（2）JICA海外投融資業務

JICAの海外投融資は、開発途上国において、民間企業等が行う開発効果の高い事業であり、かつ、一般の金融機関だけでの対応が困難な場合に、「出資」と「融資」という2つの資金面から支えるものです。令和2年度は、開発効果の高い案件の着実な実施、実施体制や案件選択の方法等について随時レビュー等に努めました。

参考指標5「国際協力銀行（JBIC）の出融資保証業務実施状況」【再掲（総5-1：参考指標6）】

参考情報

国際協力銀行（JBIC）業務に関しては、民業補完の原則の下、我が国にとって重要な資源の海外における開発・取得の促進や我が国の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進、国際金融秩序の混乱への対処に努めており、令和3年度のJBIC出融資および保証の承諾額合計は2兆655億円でした。

参考指標6：国際協力銀行（JBIC）によるサムライ債発行支援の実績（令和3年度）

（単位：億円）

支援形態	発行体	サムライ債発行額
一部取得	ウルグアイ東方共和国政府	500

施策	政 6－2－3：債務問題への取組		
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政6-2-3-B-1：債務に関する諸問題についての議論への積極的な参画		
	目 標	債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入（用語集参照）の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、IMF（国際通貨基金：用語集参照）、世界銀行、G20やパリクラブ等の国際的枠組において、開発途上国からの要請に基づくDSSI及び「共通枠組」の実施をはじめ、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、積極的に議論に参画していきます。	達成度
		（目標の設定の根拠） 新興援助国や民間からの資金流入の増大等、開発途上国への資金流入状況が変化している中で、開発途上国の債務持続可能性を確保するために積極的に議論に参画していくことが重要であるためです。	
実績及び目標の達成度の判定理由	債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保に向けた、債務者及び公的・民間の債権者双方による協働が必要との認識の下、IMF・世界銀行やG20、パリクラブ等の国際的枠組における議論に、積極的に参画しました。具体的には、G20やパリクラブにおいて、累積債務問題に直面する開発途上国についての情報交換を積極的に行いました。また、IMF・世界銀行の各信託基金（「決定のためのデータ基金」・「債務管理ファシリティ」）等に拠出し、債務国の債務管理能力の構築に向けた技術支援等の実施に向けた取組に貢献しました。さらに、貸付慣行の改善を目指して債権国・債務国双方が取り組むべき事項をまとめた「G20持続可能な貸付に係る実務指針」（OGSF）に基づく第2回自己評価に参加しました。 G20及びパリクラブは、令和2年4月、新型コロナウイルス感染症の拡大によって流動性危機に直面する低所得国に対し、これら諸国の公的債務の支払を一時的に猶予する「債務支払猶予イニシアティブ」（以下、DSSI）に合意したところ、我が国は、同イニシアティブが令和3年12月に終了するまで、対象国からの要請を受けて着実に実施しました。また、令和2年11月にG20及びパリクラブが合意した、DSSI対象国に対する債務救済を行うにあたっての「DSSI後の債務措置に係る共通枠組」（以下、「共通枠組」）について、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現を目指し、具体的な債務措置に向けた議論に積極的に参画しました。 上記を踏まえ、達成度は「○」としました。		○
施策についての評定		s 目標達成	
評定の理由	我が国は引き続き、IMF・世界銀行、G20やパリクラブ等の国際的枠組における議論に積極的に参画するとともに、「G20持続可能な貸付に係る実務指針」（OGSF）に基づく第2回自己評価に参加するなど、債務透明性の向上、貸付慣行の改善に向けた取組に積極的に貢献しました。 また、パリクラブにおいては、累積債務問題に直面する開発途上国に関し、積極的に情報収集に努めました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

測定指標（定量的な指標）	政 6－2－4：開発途上国に対する知的支援						
	[主要] 政6-2-4-A-1：知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度（研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合） （単位：％）						
	年 度	平成29年度	30年度	令和元年度	2 年度	3 年度	達成度
	目 標 値	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上	○
	実績値	95.8	96.9	99.0	99.0	99.6	
（出所）財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調 （注1）研修・セミナーの参加者を対象に実施するアンケート調査で「非常に有意義」、「有意義」、「普通」、「あまり有意義ではない」、「有意義ではない」の回答項目の内、研修・セミナーの総合的な評価に対して「非常に有意義」、「有意義」、と回答した者の割合。 （注2）数値（割合）はそれぞれの研修・セミナーのアンケート調査で得られた数値を単純平均したもの。 （目標値の設定の根拠） 知的支援の効果・有効性の向上を一層図っていく観点から目標値を「95.0以上」としています。 （目標の達成度の判定理由） 目標値である95％を達成しているため、達成度は「○」としました。							
施策についての評価		s 目標達成					
評価の理由	税関では、通関制度・税関手続の簡素化・透明化、取締手法の効率化、税関能力向上等に取り組んでいる開発途上国税関当局に対し、支援ニーズを的確に把握した上で、WCO（世界税関機構：用語集参照）等とも連携して、オンラインにより技術支援を実施しました。 財務総合政策研究所では、本年度も、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、オンライン形式で、開発途上国が抱える政策課題等に関するセミナーを提供しました。その際、講義内容の一部を変更する等の工夫を行い、効果的な支援の実現を目指しました。また、海外の研究機関と、オンラインを活用したワークショップを開催し、経済・財政政策等の分野での相互理解を深めました。（参考指標参照） 実施に当たっては、相手国の要望に即した内容となるように事前に相手国の政策・実務担当者、在外公館の財政経済担当者及び長期派遣されているJICA専門家等との意見交換を十分に行うとともに、事後のアンケート・意見交換に基づき、内容の見直しに努め、測定指標の目標値を達成しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。						

【財務総合政策研究所による知的支援】

令和3年度の実施状況	
財政経済セミナー	・開発途上国の財政・経済の政策運営の中心となる人材を育成することを目的として、日本と社会・経済的に関係の密接なアジアを中心とした開発途上国の財務省等の若手幹部候補生を受け入れ、日本にてセミナーを実施するものです。令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により中止となりましたが、令和3年度は期間を短縮した上で、オンライン形式のセミナーを提供しました。
中央アジア・コーカサスセミナー	・中央アジア・コーカサス地域の市場経済移行国に対する人材育成を目的として、ウズベキスタン金融財政アカデミーの学生のほか、アルメニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン及びトルクメニスタンの財務省職員等を受け入れるものです。令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により中止となりましたが、令和3年度は期間を短縮した上で、オンライン形式のセミナーを提供しました。
海外の研究機関との交流	・インドやASEAN等の研究機関と、経済・財政等に関するワークショップの開催等を行いました。

【財務省関税局による知的支援】

令和3年度の実施状況		
受入研修	二国間援助経費	・ASEAN地域に対し、関税評価や監視取締等の分野において、オンラインを活用し、現場視察をバーチャルで実施する等、相手国の支援ニーズに可能な限り応じた技術支援を実施しました。
	JICAプログラム	・JICAと協力して、開発途上国の税関職員を対象に、日本の関税行政の全般的な知識の修得を目的とした税関行政セミナー等をオンラインで実施しました。
	WCOプログラム	・新型コロナウイルス感染症拡大により、開発途上国の税関職員を対象とした技術的な能力向上に資する地域セミナー等は実施できませんでしたが、次年度の実施に向けてオンラインでの代替の可能性を含め引き続きWCOと調整していきます。
専門家派遣	二国間援助経費	・ASEAN地域、アフリカ地域、太平洋島しょ国等に対し、貿易円滑化やリスク管理等の分野において、オンラインを活用し、相手国の実情に即した技術支援を行いました。
	JICAプログラム	・カンボジア関税消費税総局、マレーシア関税局、フィリピン関税局、ラオス関税局、ミャンマー関税局、タイ関税局へ長期専門家を派遣しました。また、派遣された長期専門家と連携し、相手国の支援ニーズを把握した上で、オンラインを活用したワークショップ開催等の技術支援を行いました。
	WCOプログラム	・WCO事務局及び同アジア・大洋州地域キャパシティ・ビルディング事務所と協力して、WCOが実施する開発途上国の税関職員の技術的な能力向上を目的とした、オンライン地域セミナー等への専門家の参加を介して、日本の経験共有等を行いました。

参考指標：研修・セミナー等の実施状況（財務総合政策研究所・関税局）

[受入研修・セミナーの実績]

（単位：件、人）

		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
案件数	財務総研	2	2	3	0	2
	関税局	35	30	24	3	9
	合計	37	32	27	3	11
受入人数	財務総研	40	38	38	0	17
	関税局	401	289	229	20	182
	合計	441	327	267	20	199

（出所）財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調

（注）新型コロナウイルス感染拡大により令和2年度及び令和3年度の受入研修はすべてオンラインで実施した。

[専門家派遣の実績]

（単位：件、人）

		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
案件数	財務総研	6	8	7	5	0
	関税局	69	60	45	34	51
	合計	75	68	52	39	51
派遣人数	財務総研	28	31	29	31	0
	関税局	144	132	106	76	133
	合計	172	163	135	107	133

（出所）財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調

（注1） 専門家派遣には現地セミナーを含む。関税局分には税関、税関研修所、関税中央分析所を含む。

（注2） 新型コロナウイルス感染拡大により令和2年度及び令和3年度の専門家派遣はすべてオンラインで実施した。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 関係省庁間で密接な連携を図りながら、ODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組みます。 JICAに関しては、円借款の迅速化を進める等、ODAの効率的・戦略的な活用に向けた取組を引き続き推進していきます。 JBICに関しては、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するための取組を引き続き推進していきます。 MDBsに関しては、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画していきます。 新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の教訓を踏まえ、パンデミックへの予防・備え及び対応（PPR）を含む、強靱で持続可能な保健財政枠組構築のためには、財務・保健当局の連携強化が重要であるとの認識の下、UHCの達成に向けて、引き続き、関係省庁や国際機関と連携しつつ、G20等の国際的な議論に積極的に参画していきます。 我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施し、GEFやCIF及びGCFの運営に係る議論に、積極的に参画していきます。 債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保が重要との認識の下、IMF、世界銀行、G20やパリクラブ等の国際的枠組において、開発途上国からの要請に基づく「共通枠組」の実施をはじめ、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、引き続き、積極的に議論に参画していきます。 知的支援については、引き続き、相手国のニーズに即した内容となるよう、必要に応じて見直しを行い、効果的・効率的に実施していきます。また、新型コロナウイルスの感染状況も見つつ、オンライン形式での交流・セミナー等も検討します。 また、令和2年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、令和4年度予算において、必要な経費の確保に努めていきます。
---------	---

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
------------------	------

政策目標に係る 予算額	区 分		令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
	予算の 状況 （千円）	当初予算	76, 802, 128	77, 505, 931	78, 015, 440	77, 806, 694
		補正予算	22, 033, 734	70, 003, 992	26, 983, 471	
		繰越等	—	—	N. A.	
		合 計	98, 835, 862	147, 509, 923	N. A.	
	執行額（千円）	98, 650, 706	147, 144, 436	N. A.		
（概要） アジア開発銀行等拠出経費などの経済協力に必要な経費です。 （注）令和3年度「執行額」等については、令和4年11月頃に確定するため、令和4年度実績評価書に掲載予定です。						

政策目標に関係する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定） 開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）
-----------------------------------	---

	質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ（平成28年5月23日公表） 成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定） 国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定） コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定） インフラシステム海外展開戦略2025（令和2年12月10日第49回経協インフラ戦略会議決定）
--	--

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	政策目標に係る予算額等の状況：令和元～令和3年度一般会計補正予算書（財務省）、令和4年度一般会計予算書（財務省）、令和元～令和2年度一般会計歳入歳出決算書（財務省）
---	---

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	関係省庁間で密接な連携を図りながら、ODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組みました。 JICAに関しては、円借款の迅速化を進める等、ODAの効率的・戦略的な活用に向けた取組を引き続き推進しました。特に、令和2年4月に創設したJICAの「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」を通じて、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた開発途上国に対して支援を行いました。 JBICに関しては、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するための取組を引き続き推進しました。特に、令和2年4月にJBIC「成長投資ファシリティ」の下に創設した「新型コロナ危機対応緊急ウインドウ」や令和3年1月に創設した「ポストコロナ成長ファシリティ」等を通じて、日本企業の海外事業の維持・継続やポストコロナに向けた海外事業活動の展開・再編・確保等を支援しました。 MDBsに関しては、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画しました。 新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の教訓を踏まえ、パンデミックへの予防・備え及び対応（PPR）を含む、強靱で持続可能な保健財政枠組構築のためには、財務・保健当局の連携強化が重要であるとの認識の下、UHCの達成に向けて、引き続き、関係省庁や国際機関と連携しつつ、G20等の国際的な議論に積極的に参画しました。 我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施し、GEFやCIF及びGCFの運営に係る議論に、積極的に参画しました。 開発途上国の債務問題に関しては、令和2年11月にG20及びパリクラブの間で合意した「共通枠組」の実施を含め、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、引き続き、IMF・世界銀行やG20、パリクラブをはじめとする国際的枠組みにおける議論や取組に積極的に参画しました。 知的支援については、引き続き、相手国のニーズに即した内容となるよう、必要に応じて見直しを行い、効果的・効率的に実施しました。 また、令和2年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、令和4年度予算において、必要な経費の確保に努めました。
---------------------------------------	--

担 当 部 局 名	国際局（総務課、地域協力課、開発政策課、開発機関課）、 関税局（総務課、参事官室（国際協力担当））、税関研修 所、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）	政 策 評 価 実 施 時 期	令和 4 年 6 月
-----------	--	-----------------	------------